

承認第5号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

令和5年度養父市水道会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年8月31日提出

養父市長 広瀬 栄

専決第7号

令和5年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分について

大塚浄水場 膜ろ過設備タッチパネル更新工事において、発注から納品まで1年以上かかることが明白となったため、養父市水道事業会計予算について新たに債務負担を設定する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、「令和5年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年7月31日

養父市長 広瀬 栄